

えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）が行うえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業（以下「活力創出産業育成事業」という。）の助成金の交付については、法令、定款、業務方法書、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業実施要領及びえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金交付要領に定めるもののほか、この助成金交付要綱及び別途定める取扱要領によるものとする。

(助成対象等)

第2条 助成事業の事業区分、助成対象者、助成対象事業、助成対象経費、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表のとおりとする。

(応募申込書等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金応募申込書（様式第1号）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(審査)

第4条 理事長は、前条による応募申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成対象者を決定する。

(助成金の交付申請)

第5条 前条の決定を受けた助成申請者は、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金交付申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

2 助成申請者は、前項の助成金の交付を申請するにあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して当該年度の助成金の交付決定を行い、当該助成申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた助成申請者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に

係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、理事長の定める期日までに申請を取り下げることができるものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めたときは、変更の承認を行い、当該助成事業者に通知するものとする。

この場合において、理事長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

(助成事業者の変更承認申請等)

第9条 助成事業者は、助成事業実施主体となる法人を設立したときは、速やかにえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業者変更申請(届出)書(様式第4号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 助成事業者が、代表者又は所在地を変更したときは、速やかにえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業者変更申請(届出)書(様式第4号)を理事長に届出なければならない。

3 助成事業者が、合併等により事業を他の事業者に継承したときは、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業者の事業承継届出書(様式第5号)を理事長に届出なければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第10条 助成事業者は、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかにえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業の中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該助成事業者に通知するものとする。

この場合において、理事長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

(助成事業の遅延等の報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかにえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業遅延等報告書(様式第7号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の遂行状況の報告)

第12条 助成事業者は、助成事業の遂行状況について、必要に応じて、えひめ中小企業応援ファン

ド活力創出産業育成事業助成金に係る遂行状況報告書(様式第8号)を別に定められた期日までに、理事長に提出するものとする。

(助成事業の実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業実績報告書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 理事長は、前条に規定する報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金を請求しようとするときは、速やかにえひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金精算払請求書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 理事長は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、助成金を交付するものとする。

(助成金の概算払)

第17条 理事長は、助成金の交付決定額が100万円を超える場合、助成事業者が既に支出済みの経費であって、特に必要があると認めたときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。
2 助成事業者は、助成金の概算払を受けようとするときは、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金概算払請求書(様式第11号)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止)

第18条 助成事業者は、助成金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

第19条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により理事長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 助成事業の実施について不正行為があったとき。

- (5) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき。

(助成金の返還)

第 20 条 理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 21 条 理事長は、助成金の交付を受けた者に助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、助成金の額につき年 10.75%の割合で計算した加算金を財団に納付させるものとする。

(延滞金)

第 22 条 理事長は、助成金の交付を受けた者に助成金の返還を命じ、助成金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.75%の割合で計算した延滞金を財団に納付させるものとする。

(財産の管理及び処分)

第 23 条 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年以内に、助成事業により取得し、又は効果が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る助成事業財産処分承認申請書（様式第 12 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

3 理事長は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、助成事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

(立入検査等)

第 24 条 理事長は助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付を受けた者に対して報告させ、又は財団の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(助成金の経理)

第 25 条 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、助成事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(報告等)

第 26 条 助成事業者（活力創出支援事業の助成事業者は除く。）は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎営業年度終了後 2 月以内に、助成事業に係る過去 1 年間の事業実施状況について、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る事業実施報告書（様式第 13 号）を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る営業年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（収益納付）

第 27 条 理事長は、前条第 1 項の規定による事業実施報告書により、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間のうちに、助成事業者（助成事業区分のうち、がんばるものづくり企業助成事業スーパーベンチャー助成事業の採択を受けた者に限る。）が、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他の助成事業の実施結果の他への供与による相当の収益が生じたと認めるときは、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金交付要領第 16 条の規定に基づき、助成事業者に対し、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を財団に納付させることができるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う助成金の返還）

第 28 条 助成事業者は、助成事業完了後に申告により助成事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業助成金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 14 号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（その他）

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 20 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。ただし、この附則の施行以前に助成先の決定を受けた事業にあつてはなお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の施行以前に助成先の決定を受けた事業にあつてはなお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の施行以前に助成先の決定を受けた事業にあつてはなお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の施行以前に助成先の決定を受けた事業にあつてはなお従前の例による。